

第6回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会
意見要旨

日 時：平成23年4月21日（木） 13：30～15：50
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：14名 事務局：3名

<内容>

- 平成23年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会実施スケジュールについて
⇒ “資料1” p1のとおり事務局より説明。質疑なし。
- 条例（たたき台）の検討について
⇒ “資料1” p2～、“資料2”のとおり、章ごとに事務局が説明を行い、その内容について検討した。ただし、前文及び第1章“目的”については既に検討済みであるため、第2条からを議題とした。

《第1章》総 則

<委員の意見>

- ・ 第2条の“最高規範”という言葉に違和感を感じる。
- ・ “市民に分かりやすい条例”が当初のコンセプトだったが、この言葉は固い感じがして分かりづらいし、市民に広く周知するのならやわらかい表現がいいと思う。
- ・ 他自治体の例を見ると“最高規範性”ではなく“位置づけ”としてあるものもある。“最高規範性”に拘らないのであれば、他自治体のように分かりやすい言葉へ変えた方がいいと思う。
- ・ “位置づけ”とするなら現在の条例（案）のとおり第2条でよいが、“最高規範性”とした場合、構成を考えるとこれをどこに置くのがよいか。
- ・ 条例の構成として、普通は“目的”“定義”という順番になる。第2条と第3条の入れ替えも考えられる。
- ・ 前文に“最高規範”と既にあるが、再度第2条に示す必要があるのか。入れなくてもよいのではないか。あえて入れるなら、“位置づけ”とした方がいいのではないか。
- ・ “最高規範”と“位置づけ”という言葉と比較したときに、言葉の意味が違ってくる。前文とかぶってでも“最高規範”として定めた方がいいのではないか。
- ・ その場合、内容が簡潔なので、条文で詳しく書いた方がいいと思う。
- ・ 第3条第2号に“子ども”とあるが、第1号の“市民”に子どもは含まれていないのか。

⇒ 事務局：第6条、第8条に子どもについて定めている条文があるため、今回、定義として定めた。

- ・ 第1号の“市民”の定義にある、“働く人”と“活動する人”の区別が分かりづらい。住民登録に拘らず、“島内に住んでいる人”でどうか。また、子どもの定義ももっと簡潔にならないか。
- ・ “市民”の定義は、住所要件をつければ難しいし、上の意見のとおりにすると分かりやすくよいと思うが具体性に欠ける。今のように列記したほうが良いと思う。
- ・ 第3条に“法人”が含まれていないのはなぜか。他自治体では含まれているものもあるが、この場合だと、個人としては条例が適用されるが法人の代表としては適用されないことになる。まちづくりへの参画について定めてあるが、この条例（案）では法人がまちづくりに参加できないことになる。

⇒ 事務局：意図的に外したものではない。“個人”“法人”のどちらにも当てはまる内容として修正する。

- ・ 分かりやすくするなら“人”、“もの”や“法人”と書いたほうが良い。
 - ・ 第3号の“行政”で、消防長を市長部局に入れなかった理由は何か。
- ⇒ 事務局：市長部局として消防長を取り扱うよう、修正する。

〈第1章のまとめ〉

- ・ 第2条の“最高規範性”は“位置づけ”とするか、また、2条と3条のどちらを先に持ってくるかは条例（案）全体を見たなかで最後に検討する。
- ・ 第3条第1号“市民”は、『市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう』（高松市の例を参考）等、分かりやすくする。
- ・ 法人の適用について定める。
- ・ 第3条第2号“子ども”は、『20歳未満を指す』等に改める。
- ・ 第3条“定義”の項目は、条例（案）を全て検討終了後、再度検討する。

《第2章》まちづくりの基本理念及び基本原則

〈委員の意見〉

- ・ 第4条第2項内に“信託”を用いた理由は何か。
⇒ 事務局：市長及び議員は、市民の直接選挙により選ばれているため、憲法と同様の表現にしている。
- ・ 第4条“基本理念”について、具体的に何を言いたいのかが分からない。条文が長くなりすぎてもいけないが、前文の中の表現を使いながらどういう対馬市を作りたいのかということを示してほしい。
- ・ 他自治体は具体性を挙げている条文だが、対馬市としてはまちづくりの取り組み方や方向性を示している条文なのではないか。第1項の“基本理念”を除いて条文を読めば理解できる気がする。
- ・ 第4条第3項に『市民が安心して住みやすいまちづくりのために』等、分かりやすい文を入れてはどうか。

⇒ 他委員：第3条“まちづくり”の定義に似た文言が入っているので、分かりやすく表現するならそれ以外の言葉をつけるのがいいと思う。

- ・ 第4条内の“行政”と“議会”の区別がつきにくい。一まとめにはできないか。

⇒ 他委員：三権分立の立場から別に挙げたほうがいい。

〈第2章のまとめ〉

- ・ 第4条第1項『まちづくりの基本理念は』を『まちづくりは』に改める。
- ・ 第5条については質疑なし。

《第3章》市民、議会及び行政等の責務と役割

〈委員の意見〉

- ・ 第12条第1項の“信託”について、市長・議員が直接選挙により選ばれているため用いているのは分かったが、市職員についてもこのように用いているのはなぜか。

⇒ 事務局：直接選挙により選ばれた市長等に任免されるため“信託”という言葉を用いたが、他により表現があればそちらがいいと思う。

- ・ 第12条第1項の“上司の命に従い”に違和感を感じるが、あえて書く必要があるのか。

- ・ 現在、対馬市にある団体に“地域コミュニティ”にあたるものはあるのか。

⇒ 事務局：“対馬の底力”等のNPOも含まれるし、地域の課題に取り組んでいる団体はこれに当てはまる。町内会や自治会等も含まれる。

- ・ 第10条第1項の“市政運営の監視及びけん制に係る機能”の部分を、他の自治体の例を参考にしながら分かりやすくできないか。

- ・ 条文の全体に“～等”という言葉が多く含まれている。この言葉を使うなら、他に定義付けが必要になるため、条文に用いるのであれば修正の必要がある。

〈第3章のまとめ〉

- ・ 第10条第1項『市政運営の監視及びけん制に係る機能』について、高松市の例を引用する等、分かりやすい表現を検討する。

- ・ 第12条第1項『及び上司の命令に従い』は、サービス規程にもある文面であり、あえて書く必要が見受けられないため削除する。

《第4章》市政運営

〈委員の意見〉

- ・ 第14条の“流動的”という表現は、他に適した言葉はないか。“流動的”と書くと軸がない感じを受ける。“横断的”等、横の連携を取るような表現はないか。
- ・ “条例で定めるところにより”の部分を、既存の条例があるのであればその条例名を入れたほうが分かりやすいのではないか。

⇒ 事務局：そうした場合、条例名が変わったときにこの条例の改正も必要になってくる。ただし、どの条例が適用されるのかが分かりづらいのであれば、修正する。

《まとめ》

今回は時間の都合もあり、第4章については、事務局の説明を受け、簡単な意見集約で終わった。次回は今回の検討委員会の内容確認と第4章以降の条例（案）について検討する。

次回検討委員会は5月24日に行う。開催文書・出欠確認と一緒に条例（案）にかかる意見提案書を同封するため、何か気づいた点があれば記入し、出欠確認に同封して事務局まで送ってほしい旨連絡した。提案があった意見は次回検討委員会での検討課題としたいと説明し、15時50分に終了した。